

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
中央審査委員会

中央審査委員会裁定結果

1. 件名

国内規律裁定委員会裁定結果（2025（令和7）年11月17日付）に関する武田呼人からの上告（令和7年11月28日付）

2. 上告人

武田 呼人

3. 主な上告内容

国内規律裁定委員会が、上告人が行った 2025(令和7)年11月17日、2025 全日本トライアル選手権シリーズ第7戦 和歌山・湯浅大会(開催日 10月26日) IAS クラス 暫定リザルトに関する控訴について、棄却したことを不服とし、上記リザルトの変更を求めるもの。

4. 上告に至る前提事実

1) セクションでの減点等の競技結果を記録するパンチカード等の記録用紙の記録ミス（パンチミス）が発生した場合、これまで必ずしも一律の対応がなされていなかったことから、2025(令和7)年6月7日、第3戦もてぎ大会事務局から、「パンチミス発生時の対応について」と題する書面（公式通知 No.12）が出され、上記書面の内容については、競技前のライダーズミーティングでの説明やネット上の同書面の公示により、各ライダーにも周知されている内容である。

2) 令和7年10月26日、湯浅トライアルパーク（和歌山県有田郡湯浅町山田 1638-1 所在）において開催された 2025 全日本トライアル選手権シリーズ第7戦 和歌山・湯浅大会 IAS クラス において、下記の事実があったことが認められ、当事者間でも争いはない。

- ① #2 黒山健一選手（以下「黒山選手」という。）が SS1 にトライし、判定は減点 1 点となった。
- ② SS1 のオブザーバー兼パンチャーが黒山選手の記録用紙（パンチカード）にクリーン（減点ゼロ）との打刻をし、黒山選手は上記打刻を確認した後、訂正を伝えることなくそのまま SS2 へ移動し、SS2 にトライした。
- ③ 黒山選手は SS のすべてのセクション終了後、記録用紙を大会事務局の集計担当者に提出した。
- ④ 上記集計担当者が集計を行った結果、黒山選手の SS 記録用紙には、SS1 はクリーンにパンチがされており、リザルトは 0 点で公示された。
- ⑤ 上告人及び同人のチームオーナーが大会本部に訪れ、黒山選手の点数について確認した後、抗議届を提出した。

3) 令和7年11月2日、黒山選手から聴聞を行うとともに、同月7日、国内規律裁定委員会を開催して上告人及び大会審査委員会の聴聞を行った上で裁定も行われ、国内規律裁定委員会は上記三当事者に対し裁定結果や訓戒を通知するなどした。

4) 令和7年11月28日、上告人より、国内規律裁定委員会の裁定結果を不服とし、リザルトの変更を求める上告書が提出された。

5. 上告人の主な主張

1) 国内規律裁定委員会は、第3戦もてぎ大会において示された前項1) 記載の公式通知 No.12に基づいて裁定を行っているが、上記公式通知 No.12 の「パンチミス発生時の対応について：次のセクションにトライした以降は修正できない。」という部分は、規則ではなく単に運営方法の通知にすぎず、本件には適用されない。

2) 仮に上記公式通知 No.12 の当該部分が規則と同様のルールであるとしても、ライダーにとって結果的に不利になる場合の規定であり、本件のように点数確認をしなかったライダーに有利に働いている場合には適用されないルールである。

3) 国内規律裁定委員会は、トライアル競技規則 12-2-7 に規定されている「競技監督からの追加減点が通告される場合がある」ことについて、ライダー若しくはアシスタントがセクションを故意に改変した場合又は競技役員に対して暴言・不当な行為をした場合などに適用されてきた規定であり、本件については適用されないとしているが、かかる運用については、内容を周知されておらず規則への記載もない。

したがって、「競技監督からの追加減点が通告される場合」とは、国内規律裁定委員会が挙げるような場合に限定されるものではなく、本件にも該当する余地があり、トライアル競技規則 19-3 の「セクション審判員（オブザーバー）が下した判定に対する抗議はできない。」との規則に照らして黒山選手の SS1 を減点 1 であるとした審判員の判定は絶対であることも考慮すれば、本件も「競技監督からの追加減点が通告される場合」に該当するものと考えるべきである。

6. 裁定

本件上告を棄却する。

国内規律裁定委員会が裁定した国内規律裁定委員会裁定結果（2025(令和 7)年 11 月 17 日付）を維持することとする。

●理由

- 一般的に、スポーツに関する競技規則（ルール）については、以下のような理由から、画一的な適用が求められるものである。

すなわち、規則が常に同様なかたちで適用されることによって、公平かつ公正な競争が確保されるとともに、規則の一貫した解釈及び運用により結果の正当性が担保され、競技に対する信頼も得られることになり、競技者にとっても当該競技に集中することのできる環境が整うことになる。

仮に上記画一的適用がなされないことにより競技結果が確定せず、規則の適用が後日簡単に覆されることになれば、競技結果が常に暫定的なものとなりひいては年間ランキングの確定等にも影響を及ぼすこととなり、当該競技の進行にも大きな妨げになることとなる。

したがって、本件においても、規則の画一的適用を重要な大前提として念頭に置き、事案の当否等を考える必要がある。

もちろん、上記大原則については、合理的かつ明確な理由がある場合には例外が認められる場合もあり、本件に即して言えば、トライアル競技規則 12-2-7 に「暫定的な表示から結果が変更されたり、競技監督から追加減点が通告される場合がある。」と規定され、国内規律裁定委員会が、同委員会作成にかかる裁定書で、これまでライダー若しくはアシスタントがセクションを故意に改変した場合又は競技役員に対して暴言・不当な行為をした場合などがこの規則部分に該当すると述べている場合等がその例である。

ただし、かかる例外に該当するか否かについては慎重に判断するべきであり、特に個人的かつ経済的理由など主観的・恣意的な理由に基づいて軽々に原則を変更し例外を認めることは慎むべきである。

- 公式通知 No.12 は書面の掲示や上告人もネットで確認したと述べているとおりネット上の閲覧が可能であるほか、ライダーズミーティングにおいても改めて当該内容についての確認やその運用についての説明も行っており、ライダーにはその内容が周知されており、その後の大会でも適用される新たなルールであると周知されているものと考えられる。

さらに、上記公式通知 No.12 が、これまでパンチミスが生じた場合の対応が必ずしも画一的ではなかったことを改善するために特に検討され各ライダーに向けて出されたものであるとの経緯も考慮すれば、上記公式通知 No.12 は、各ライダーに画一的に適用されるべき規則と同様の競技ルールの一つであって、単なる運営方法の通知にすぎないとする上告人の上告理由（上告人の主な主張 1）は採用することはできない。

- 上述のとおり、規則の適用は画一的に行うべきであり、上記公式通知 No.12 についても同様である。

上告人は、公式通知 No.12 はライダーにとって結果的に不利になる場合の規定であり、本件のように点数確認をしなかったライダーに有利に働いている場合には適用されないと主張するが（上告人の主な主張 2）、ライダーに有利に働いている場合に例外的に適用されないとすべき合理的かつ明確な

理由はなく、原則どおり有利不利にかかわらず適用されるルールと解される。

- トライアル競技規則 12-2-7 に規定された「競技監督から追加減点が通告される場合」に本件も該当するとの上告人の主張（上告人の主な主張3）については、上記場合が大原則の例外であり、先述のとおり例外に該当するか否かについては慎重に検討すべきであるところ、当該規定部分は、国内規律裁定員会の指摘するとおり、ライダー若しくはアシスタントがセクションを故意に改変した場合又は競技役員に対して暴言・不当な行為をした場合など、例外的取扱いを行うことに合理的かつ明確な理由がある場合に限定して適用してきた規定である。

しかしながら、本件は必ずしも上記のような事例と同様の合理的かつ明確な理由がある場合とはいえず、また、本件上告が主観的理由に基づくくらいもあることをも考慮すれば、上告人の上記主張を採用することはできない。

- 以上を総合すれば、上告人の上告理由にはいずれも理由がなく上告を棄却することとする。

●MFJ トライアル委員会について

各ライダーが競技に集中できるよう、国内規律裁定員会の指摘のとおり、規則の見直し及び再発防止策の提出を当委員会も求めるものである。

●大会審査委員会について

規則の画一的適用により当該競技の公平や公正は維持できたものの、本件のきっかけとなったパンチミス自体については不注意による単純なミスであり、その責任は必ずしも軽くなく、本委員会も国内規律裁定員会の処分（訓戒）が妥当と考える。

●黒山選手について

ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領等によれば、フェアプレーとは、単なる行動様式ではなくひとつの思考様式として定義されるものであって、競技においてだけでなく競技を離れてもスポーツマンの一人としてフェアプレーは遵守されるべきものである。

黒山選手の今回行った行為は、当該団体においてだけでなく一般社会においても非難されるべき行為であり、その責任は軽くはない。

したがって、本委員会も国内規律裁定員会の処分（訓戒）が妥当と考える。

●付記事項

国内競技規則書第3章 32-2-5 記載のとおり、MFJ 機関における裁判は中央審査委員会の決定を最終とする。

以上

MFJ 中央審査委員会

伊澤 育

入澤 充

藤岡 良一